

# 高知県合唱連盟規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本連盟は“高知県合唱連盟”(略称 KCA)と称し、一般(おかあさんコーラス・少年少女を含む)・職場・大学・高等学校・中学校・小学校の 6 部で組織する。
- 第 2 条 本連盟の事務局は事務局長宅に置く。

## 第 2 章 目的と事業

- 第 3 条 本連盟は、合唱音楽を通してのお互いの親和と、技術の向上を図り、県芸術文化の発展に寄与する事を目的とする。
- 第 4 条 本連盟の目的を達成する為に、以下のような事業を行なう。
- ①合唱祭、おかあさんコーラス大会、合唱コンクール等の主催および後援
  - ②合唱講習会、研究会の主催
  - ③合唱指導者の育成事業
  - ④合唱関係の楽譜編集および図書の拡充
  - ⑤会報の発行
  - ⑥その他、理事会で認めた事業

## 第 3 章 会 員

- 第 5 条 本連盟は、アマチュアの合唱団体をもって会員とする。
- 第 6 条 本連盟に入会、または退会する場合には、理事会に報告し、所定の手続きをしなければならぬ。(入会届・退会届の様式は特に定めぬ。)

## 第 4 章 役 員

- 第 7 条 本連盟には、以下の役員を置くことができる。

理事長	1 名
副理事長	2 名
理事	若干名
監事	2 名

- なお、理事長・副理事長・理事により理事会を組織する。
- 第 8 条 理事・監事は年度末定期総会にて、会員構成員の中から選任される。ただし、現に理事にあるものが会員構成員でなくなった場合に理事会において必要と認められた場合はその任を継続することができる。また、その再選を妨げない。役選についての詳細は別記「理事会内規」に定める。
- 第 9 条 理事長・副理事長は、理事の互選により選出し、年度末定期総会に報告する。

第10条 各役員の職務は次のとおりとする。

1. 理事長は、本連盟を代表し、会務を統括する責任を負う。
2. 副理事長は、理事長の会務を補佐・代行する。
3. 各理事は担当理事として会務を遂行する。
4. 監事は、会計および事業の運営を監査する。

第11条 役員の任期は原則として2年とし、再選を妨げない。補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 事務局

第12条 本連盟には、以下の事務局を置き、事務を行う。

事務局長	1名
事務局次長	1名
事務局員	若干名

なお、事務局長・事務局次長は理事と兼任とし、理事の互選により選出される。

第13条 事務局員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱・任命する。

第14条 事務局の職務は、次のとおりとする。

1. 連盟の事務・会計を担当し、事業の円滑な遂行につとめる。
2. 事務局長は、事務局の事務全般を統括する。
3. 事務局次長は、事務局長の会務を補佐・代行する。

## 第6章 会長・顧問

第15条 1. 本連盟に会長および顧問を置くことができる。  
2. 会長および顧問は、理事会が推薦し理事長が委嘱する。  
3. 会長および顧問の委嘱期間は、役員の任期に準ずる。

## 第7章 育成会員・賛助会員

第16条 本連盟は育成会員と賛助会員を設ける。

第17条

1. 育成会員ならびに賛助会員には、本連盟の目的達成のために、物心両面にわたる援助を依頼する。
2. 育成会員・賛助会員には、会員証を発行し、本連盟主催ならびに後援する演奏会・講習会への招待と、本連盟の事業報告・会計報告とを行なう。

## 第 8 章 機 関

第 18 条 本連盟には、決議機関として総会を、執行機関として理事会を設ける。

第 19 条

1. 総会は定例とし、原則として翌年初めに 1 回開催し、下記の内容を審議する。
  - ① 事業報告・事業計画
  - ② 予算・決算
  - ③ 規約改正
  - ④ 役員選出
  - ⑤ その他、理事長が必要と認めたもの
2. 総会は委任状を含め加盟団体の半数をもって成立し、議決は出席者の 1 / 2 を必要とし、特に規約の改正は 2 / 3 の賛成を要する。
3. 理事会において必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。

第 20 条

1. 理事会は本連盟の運営等を審議し、執行する。
2. 理事会は 2 / 3 の出席をもって成立し、議決は総会に準ずる。

## 第 9 章 会 計

第 21 条 本連盟の経費は、連盟費・育成会費・賛助会費・補助金・その他の収入をもって充てる。

第 22 条 本連盟加入団体は、連盟費を納めるものとする。連盟費は、総会において定める。退会の際、連盟費は返還しない。

第 23 条 本連盟の会計は 1 月 1 日より 12 月 31 日をもって年度とする。

## 第 10 章 附 則

第 24 条 本規約は令和 6 年 1 月 20 日よりその効力を有する。

第 25 条 詳細については、理事会において定めるものとする。

## 理 事 会 内 規

### 1. 理事選出に関する内規

- (1) 理事会は、総会に役員候補を推薦するための推薦委員を選出する。
- (2) 推薦委員の内訳は、理事2名・理事以外3名の5名とする。
- (3) 推薦委員会は、事前に、会員より役員の立候補・推薦を募り、適任者を推薦する。
- (4) 総会は、推薦委員会の提案に基づき、承認する。
- (5) 総会において承認後は、同総会を一時休会、臨時理事会を開催し各役職を互選する。
- (6) 同総会を再開し、役員を承認する。

### 2. 旅費に関する内規

連盟に関する所用で代表者等が県内において派遣される場合、次のように旅費を定める。

原則として、1km当り30円で計算するものとする。